

企業立地促進費補助金の概要

◎ 事業の概要

対象業種(事業)、対象地域、新設・増設、投資額、雇用増等に応じて、最大20億円の補助金を交付できる制度

類型	区分	対象業種	対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増	新設 増設	助成内容			
						助成額	限度額	通算 限度額	
類型 1	成長産業分野	自動車関連製造業 航空機関連製造業 高機能素材・複合材料関連製造業	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。 (札幌市を除く。))	5億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	15億円	20億円 同一企業につき	
		増設			投資額の5%	5億円			
		新設			投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき		
		増設			投資額の5%	3億円			
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること			10億円以上 1人以上	新設	投資額の5%	1億円	—
		データセンター事業			一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 20億円以上 5人以上	新設	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円
	増設	投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	同一企業につき					
	基盤技術産業	2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき			
	増設		投資額の5%						
	本社機能移転事業	全道	(投資額要件なし) 20人以上(札幌市は 30人以上)	新設	1年間の賃料の 1/2×3年間(札幌市 は1年間)	1,000万円/ 年	—		
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に 関連する業種に限る。	全道	10億円以上 研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき		
	5億円以上 研究員5人以上		増設	投資額の5%	3億円				
	高度物流関連事業 ※成長産業分野に 関連する事業に限る。	全道 (札幌市を除く)	20億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	10億円			
類型 2	市町村連携促進分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置 の対象であること ※旧企業立地促進法適用地域 においては指定集積業種	特別対策地域	2,500万円以上 5人以上(補助対象 施設と一体的に事業 を行う施設の雇用増 (2人まで)を含むこと ができる)	新設 増設	投資額の4%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき	
			特別対策地域と、地域未 来投資促進法適用地域 又は旧企業立地促進法 適用地域			投資額の8%	1億円		
			地域未来投資促進法適 用地域又は旧企業立地 促進法適用地域	2,500万円以上 5人以上(補助対象 施設と一体的に事業 を行う施設の雇用増 (2人まで)を含むこと ができる)	新設	投資額の4%	1億円		
						雇用増1人あたり50 万円(雇用増が6人以上 の場合6人目から支給)	5,000万円		
			工業団地(札幌市を除く) (製造業又は植物工場に 限る。)(植物工場は、工業 団地と工場適地を対象と する(札幌市を除く。))	5,000万円以上 5人以上(補助対象 施設と一体的に事業 を行う施設の雇用増 (2人まで)を含むこと ができる)	新設	投資額の8%	1億円		
					増設	投資額の4%			